

兵庫県公報

平成23年 1月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成23年1月28日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成23年1月28日

兵庫県監査委員

越智 一雄
天宅 陸行
田中 章博

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成22年11月29日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、西宮市甲陽園目神山町22番9号 森池豊武外4人から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づく、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

(7) 会計検査院が平成20年度に12道府県、平成21年度に26府県及び2政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について会計実地検査を行ったところ、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち、需用費、賃金及び旅費について、これら40道府県市のすべてにおいて、虚偽の内容の関係書類を作成する等の不適正な経理処理により需用費が支払われていたなどの事態が見受けられた。

兵庫県（以下「県」という。）では、需用費で53,857千円、賃金で27,431千円、旅費で30,847千円、総額112,136千円の不適正経理が明らかになった（その内容は別記1のとおり）。

(4) 県が会計検査院に準じ、事務費執行について全庁を対象に自主調査したところ、国庫補助事業分の需用費36,028千円（預け金、一括払い、差替え、翌年度納入、前年度納入及び補助の対象外）、賃金21,202千円（補助の対象外）及び旅費16,192千円（補助の対象外）並びに県単独事業分の需用費49,721千円（預け金、一括払い及び差替え）の合計123,143千円の不適正な経理処理が行われていたことが明らかになった。

(7) 事務費執行における膨大な金額の不正経理の発覚は、県のほぼ全組織で、深刻な法令違反が長年にわたって組織的、慣行的に蔓延していることを示している。会計検査院及び県の報告書では、これらの事態を「不適正な経理処理」と表現しているが、正確には、違法な公金支出であり、刑法（明治40年法律第45号）第60条、第156条、第158条及び第246条に違反するほか、以下のとおり数多くの法令違反が輻輳している複合犯罪である。

a 預け金が可能になるためには、納入業者の協力、あるいは納入業者との癒着が不可欠である。その一連の行為は、計画的、組織的な公金詐取である。

- b 一括払いにおいて、正規の経理処理を行わないまま業者に物品を納入させる行為は、「文書主義の原則」に違反している。一切の書類を作成せず、業者との癒着関係の中で、恣意的に物品を納入させれば、その物品の必要性、価格や量の妥当性、業務との関連性は証明できず、納入された物品を私的に流用し、横領することは容易である。
 - c 差替えは、架空契約の物品と違法に納入された物品が等価であるかのような錯覚を起こさせているが、違法に納入された物品の必要性及び価格の妥当性を証明することはできない。また、納入業者の得意先元帳や関係書類等は、公金詐取を行った共犯の作成した文書であり、信頼することはできない。
 - d 翌年度納入及び前年度納入は、自治法第208条第2項（会計年度独立の原則）に規定する単年度会計主義の原則に違反するだけでなく、膨大な虚偽文書に基づく違法な公金の支出は、県の決算書や予算書は虚偽の内容が蔓延していることを示している。
 - e 補助の対象外は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第3条（関係者の責務）違反の違法行為である。
- (4) 以上の膨大な違法行為は、県のほとんどの部署を通じて長年にわたり行われてきている。組織的、慣行的、構造的な違法行為の蔓延は、県の法令遵守意識（コンプライアンス）の欠如を表しており、極めて根が深いものと思われる。

イ 求める措置の内容

- (1) 違法な公金支出の全体像を明らかにし、虚偽公文書作成、同行使、公金詐取等違法行為に関わった職員の厳正な処分を行うこと。
 - (2) 違法な公金支出を可能にした、納入業者と県とのなれ合い・癒着構造を改めるため、事実関係を精査の上、この事件に関わった業者に対し、厳しい対応をとること。
 - (3) 物品購入システムを一から見直し、適正な経理が行われる体制を早急に整備すること。そのために、外部専門家による再調査・検証を行うこと。
 - (4) 違法な公金支出総額235,279千円的全額について、関連職員に対して、損害賠償請求することを知事に求めること。
- (2) 事実証明書
本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記2の文書が提出された。

3 監査執行上の除斥

北林泰監査委員は、自治法第199条の2の規定により、本件措置請求に係る監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成22年11月29日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成23年1月7日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、本件措置請求に関して請求人のうち1人から、請求書に記載されている事項以外に、おおむね次のとおり陳述があった。

- (1) すべての行政執行は、法に基づき行われる。支出手続においても、会計年度独立の原則、支出の原則、支出手続、支出負担行為、支出命令、支出命令確認等が法に厳格に規定されている。これらの行政執行の各段階で、適正に執行されることによって、行政システムの適法性、正当性、妥当性等が担保されるという意味で、これらの手続は極めて重要である。
仮にこれらの規定が一部でもおろそかにされ、実行されなければ、行政システムは崩壊していかざるを得ない。
- (2) 物品購入の手続も、文書による会計事務が適正に行われることにより、適法性、正当性等が担保されることになっているが、実際には235,279千円もの不正経理が県の全部局において、慣行的に蔓延していることが明らかになっている。

違法行為が蔓延している事態は、不正経理以外のすべての行政執行に係る経理処理の正当性をも崩壊させている。違法行為を何のためらいもなく日常的に行う職員が、他の部分では適正な経理処理を行っているとは到底信じられない。

また、適法に作成された書類も違法に作成された書類も外形上は同一な処理が行われており、それを見分けることは公文書上、不可能である。

- (3) このことについて、県は膨大なエネルギーをかけて、納入業者の帳簿等を参考に、預け金、一括払い、差替え、預け金などの不正経理に係る納品等を整理しているが、その信頼性については問題がある。したがって、公文書によって支出の必要性、正当性及び妥当性が証明されない支出は全額、職員が連帯して賠償しなければならない。
- (4) また、県は、平成22年12月24日に、不正経理問題に関連して、職員を訓告や厳重注意など、懲戒処分ではなく極めて軽微な内部処分で済ませているが、この対応は誤っている。

県が組織として長年にわたって違法状態を蔓延させてきた職場風土を一新するためには、極めて内向きの軽微な処分での事件の幕引きを図るのではなく、徹底した原因究明と責任の所在を明らかにすることが必要である。

2 執行機関の陳述の要旨

平成23年1月7日、出納局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 会計検査院による会計実地検査

ア 会計検査院は、農林水産省と国土交通省の国庫補助事業に係る県の事務費のうち、平成15年度から20年度までの需用費、賃金及び旅費について、会計実地検査を実施した。

イ この検査は、需用費においては業者から提出を受けた帳簿等と県の支出関係の証拠書類により、納品の有無、納品日、納品内容等についての検査、賃金においては雇用実態の有無、業務内容が国庫補助事業の対象として適切であるかについての検査、旅費においては出張内容が国庫補助事業の対象として適切であるかについての検査であった。

ウ 検査の結果、需用費の支出に係る物品については、県に納品されていることが確認された。このうち、備品等については、会計検査院や県の職員による現物確認も行われた。また、賃金及び旅費については、補助の対象外の支出があるとの指摘をされたが、雇用実態のない支出や行政目的以外の支出があったという指摘は受けていない。

また、これら需用費、賃金及び旅費について、私的な流用があったという指摘は受けていない。

(2) 県による自主調査

ア 会計検査院が平成20年及び21年に公表した検査報告において、受検した38道府県すべてで不適正な経理処理が指摘されたことを踏まえ、県として全庁的な調査が必要であると考え、平成22年4月から約6箇月の期間を費やして、自主調査を実施した。

イ 調査体制は、慎重に調査を行う観点から、企画県民部長を委員長とした庁内調査チームを設置し、その下に本庁各部署は総務担当局長を、県民局は副局長をトップとする総務部門の職員で調査チームを設置した。調査対象は、知事部局、各行政委員会等及び警察本部が所管している国庫補助事業及び県単独事業に係る事務費とした。また、調査方法は、会計検査院の検査方法に準じた方法で実施した。

ウ 自主調査の結果は、経理処理として不適正なものがあつたが、いずれも目的とされた事業に使用されていた。

まず、需用費については、各部署・県民局の調査チームが、公務に使うものであることを確認しており、かつ、備品については、現物を確認しており、私的に流用されているものは確認されなかった。

賃金及び旅費については、会計検査院と同様の判断をもとに、一部が補助の対象外に当たると判断したが、いずれも県行政のために必要な業務に支出されており、私的に流用されているものは確認されなかった。

(3) まとめ

ア 会計検査院の検査及び自主調査の結果、一部とはいえ経理手続上不適正な処理があつたことは、誠に遺憾である。

イ しかし、いずれの検査及び調査においても、需用費、賃金及び旅費に係る支出について、私的な流用はなく、すべて県の事務遂行のために用いられたものであることが確認されており、また、業者に

預けられてきた預け金の残額については、平成22年12月末までにその全額を返還させている。

したがって、県に実質的な損害はないと考えている。

ウ 不適正な経理処理自体あってはならないことであり、先日、関係職員411名の処分が行われた。また、知事及び副知事においては、給料の100分の5を1箇月減給することとした。

エ 再びこのような不適正な経理処理が行われることのないよう、①事務費の予算繰越制度の活用や国庫補助事業と県の単独事業の区分経理の徹底などの予算執行の見直し、②納品書の徴取の義務付けや複数の職員による納品確認の実施等の物品調達手続の改善、③職場会議において再発防止に向けた取組、会計に関する法令等の遵守について周知徹底を図るなどの職員の意識改革、④業者への協力要請と通報窓口の設置、を内容とした再発防止策を講じ、再発防止に向けて万全の措置を講ずることとしており、平成22年12月24日付けで各所属長に通知し、職員に周知徹底を図った。

今後は、再発防止に向けての取組を確実に実施し、全庁を挙げて不適正な経理処理を根絶する決意である。

第3 監査の対象

1 住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出などの財務会計上の行為等により、地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める制度であることから、請求書及び事実証明書に基づき、請求人が求める措置のうち、次の支出の合計235,279千円を監査の対象事項とした。

(1) 下記第4の1(1)ウに記載の会計検査院の会計実地検査において不適正な経理処理とされた支出計112,136千円

(2) 下記第4の1(2)イに記載の県の自主調査において不適正な経理処理とされた支出計123,143千円

2 なお、住民監査請求については請求期間の制限が設けられ、正当な理由のある場合を除き、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときには行うことができないとされている(自治法第242条第2項)。また、正当な理由は、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的に見て請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解されると時から相当な期間内に請求したときに認められるとされている(平成14年9月12日最高裁判所判決)。

上記1の支出は、平成15年度から20年度までの間に行われ、いずれも支出があった日から1年以上経過しているが、請求人は、会計検査院及び県が平成22年11月5日に検査等の結果を公表したことにより、本件措置請求をするに足りる程度に当該支出の存在及び内容を知ることができたと解され、かつ、本件措置請求は、請求人が知った時から相当な期間内に行われていると認められることから、自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められるため、いずれの支出も監査の対象事項とした。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、出納局の陳述及び関係各機関に対する実地調査(平成22年12月27日から平成23年1月12日まで実施)により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 会計検査院の会計実地検査について

ア 県においては、平成22年2月22日から26日まで、会計検査院(第5局特別検査課)により、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事務費等のうち、平成15年度から20年度までの間の需用費、賃金及び旅費について、2部4県民局を対象に会計実地検査が行われた。

イ 上記アの実地検査は、他の都道府県における検査と同様に、国庫補助事務費等の経理が適正に行われているか、補助金等が目的に従って適正に使用されているかを観点として、以下のとおり、詳細な検査が行われた。

(7) 需用費については、会計検査院が選定した物品等購入業者から提出させた帳簿等に記載されたすべての納品物について、国庫補助対象事業分と県単独事業分とを区分することなく、県の支出関係

- の証拠書類に記載された納品物を 1 件ごとに突合する方法により確認
- (イ) 賃金については、国庫補助の対象となっているすべての臨時的任用職員等を対象とし、雇用通知書等により、勤務実績が存在しているか、配席図、事務分掌表等により、その業務が当該国庫補助事業の目的に合致しているかを確認
 - (ロ) 旅費については、国庫補助の対象となっているすべての旅費支出を対象に、旅行命令簿、復命書等により旅行実績及び用務が当該国庫補助事業の目的に合致しているかを確認
- ウ 上記の実地検査の結果、不適正な経理処理により需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていた支出のうち、国庫補助事業対象分として、下表のとおり計112,136千円見受けられた旨記載された平成21年度決算検査報告がとりまとめられ、平成22年11月5日に内閣に報告されるとともに、公表されている。

(単位：千円)

需用費							賃金	旅費	合計
預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入	補助の対象外	計			
14,537	2,370	12,100	22,713	293	1,842	53,857	27,431	30,847	112,136

エ なお、上記の実地検査に係り、検査を受検した執行機関は、検査の対象となった需用費、賃金及び旅費について、会計検査院から私的な流用や県の業務への関連性がない支出があったとの指摘は受けていないとしており、上記検査報告の中には、県の需用費、賃金及び旅費について、私的な流用や業務の目的外の支出があった旨の記載はない。

(2) 県における事務費執行に係る自主調査について

ア 会計検査院が平成20年及び21年に公表した決算検査報告において、会計実地検査を受検した38道府県すべてで不適正な経理処理が指摘されたことを踏まえ、以下のとおり、全庁にわたる調査が実施された。

項 目	内 容
1 調査期間	平成22年4月から約6箇月間
2 調査対象機関	上記(1)の会計検査院の会計実地検査を受検した所属以外のすべての所属(病院局及び企業庁を除く。)
3 調査体制	(1) 庁内調査チーム(調査の進行管理、とりまとめ等) 企画県民部長(委員長)、会計管理者(副委員長)、各部(各行政委員会等及び警察本部を含む。)総務担当局長及び県民局副局長(委員)並びに出納局会計課及び企画県民部企画財政局財政課(事務局)で構成 (2) 各部局・県民局調査チーム(支出に係る経理処理が適正か等を判断) 本庁は総務担当局長、総務担当課長、経理係長及び県民局に属さない機関の副所長(各行政委員会等及び警察本部はこれに準ずる。)、県民局は副局長、総務室副室長及び財務課長で構成
4 調査対象	国庫補助対象事業分 (1) 農政環境部及び県土整備部所管分 平成15年度から20年度までの需用費、賃金及び旅費(会計検査院の会計実地検査の対象年度に準ずる。) (2) その他の部局所管分 平成16年度から20年度までの旅費並びに平成19年度及び20年度の需用費及び賃金(支出関係の証拠書類の保存期間)
	県単独事業分 (1) 農政環境部及び県土整備部所管分 平成15年度から20年度までの需用費(会計検査院の会計実地検査の対象年度に準ずる。)

		(2) その他の部局所管分 平成19年度及び20年度の需用費（支出関係の証拠書類の保存期間）
5 調 査 方 法 等	各部局・県民局調査チームにより、会計検査院の検査手法に準じて、以下のとおり、支出1件ごとの調査による確認が実施され、その結果が庁内調査チームに提出されている。	
	需用費	(1) 物品等購入業者との取引の実態を踏まえ、取引額が上位の業者を網羅するよう選定し、当該業者から帳簿等の提出を受け、当該帳簿等の納品日、入金日及び契約内容（品目名、数量、単価及び金額）と県の支出関係の証拠書類の検収日、支払日、契約内容等を突合し、納品の有無、納品の内容等の相違点を調査し、支出内容の適・不適を確認 (2) その結果、預け金、一括払い又は差替えと判断したものに係る納品された物品について、県の業務との関係性について必要に応じ各所属から聴取も行ったうえで確認 (3) 支出内容が国庫補助事業の目的に合致しているかを確認
	賃金	国庫補助の対象となっているすべての臨時的任用職員等を対象とし、雇用通知書等により、勤務実績が存在しているか、配席図、事務分掌表等により、その業務が当該国庫補助事業の目的に合致しているかを確認
	旅費	国庫補助の対象となっているすべての旅費支出を対象に、旅行命令簿、復命書等により、旅行実績及び用務が当該国庫補助事業の目的に合致しているかを確認

イ 上記アの企画県民部長を委員長に庁内調査チームを設置し、その指示のもとに、約6箇月の期間をかけて、各部局及び各県民局の総務部門の管理職が中心となった各部局・県民局調査チームにより、会計検査院の検査手法に準じて行われた調査等の結果、不適正な経理処理により需用費を支払ったり、補助の対象外の用途に需用費、賃金又は旅費を支払ったりしていたものが、下表のとおり計123,143千円あったことが判明し、平成22年11月5日に公表されている。

(単位：千円)

需用費							賃金	旅費	合計
預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入	補助の対象外	計			
21,104	9,491	28,458	25,993	411	292	85,749	21,202	16,192	123,143

ウ また、上記アの調査の結果、以下のとおり、不適正な経理処理により支出された需用費、賃金及び旅費については、私的な流用の事実はなく、すべてが県の業務のために支出されているものであることが確認されている。

- (7) 預け金、一括払い及び差替えにより取得した物品は、県の業務に使用するものであることが確認されているとともに、一定の耐用年数があると考えられる備品類等については、各部局・県民局調査チームにより現物確認が行われ、確認者の職及び氏名が記載された報告書により、庁内調査チームに報告が行われており、備品類等はそれぞれの所属に存在し、職務に使用されていることが確認されている。
- (4) 翌年度納入、前年度納入及び補助の対象外となった物品の取得については、業者の納品日と県の検収日が異なるもの、又は支出内容が国庫補助事業の目的に合致していないと判断したものであるが、業者の帳簿等と県の支出関係の証拠書類の契約内容が一致していることが確認されている。
- (7) 補助の対象外とした賃金及び旅費については、会計検査院の判断基準に従い、国庫補助の対象外としたものであるが、県の業務のために雇用し、又は旅行の命令が行われたことが確認されている。
- (3) 県の損害に関する執行機関の見解について

上記(1)及び(2)の不適正な経理処理に係る県の損害に関して、①これらの経理処理を行った執行機関は、会計検査院の現地検査を受検した所属においては、上記(1)エのとおり、会計検査院からは私的な流

用や県の業務への関連性がない支出があったとの指摘は受けていないこと、②県の自主調査の結果、上記(2)ウのとおり、すべてが県の業務のために支出されているもので、私的な流用の事実はないこと、③預け金の残金計2,983,856円については、既に全額が県に返納されていることから、県に損害が生じていないとしている。

(4) 備品の管理状況及び預け金の返納状況に係る実地調査等について

備品の管理状況及び預け金の返納状況について、実地調査等を行った結果は、以下のとおりである。

ア 備品の管理状況に係る実地調査等について

上記(2)イの不適正な経理処理により取得された物品(別記2の12の書面に記載されたもの)のうち、備品として管理すべきものについて、その状況を確認した結果は、以下のとおりであった。

(7) 備品として管理すべきものすべてについて、備品出納簿への記載が行われており、その内容は、上記(2)ウ(7)の庁内調査チームへの報告書の記載とすべて一致していた。

(4) 上記備品の管理状況について抽出により現地確認した結果、すべての備品について現物が存在するとともに、県の業務のために現に使用されていたことから、私的な流用が行われているとの事実は確認できなかった。

イ 預け金の返納状況について

上記(1)及び(2)の会計検査院の会計実地検査及び県の自主調査で確認された預け金については、業者からの回答も踏まえて確定された残金計2,983,856円について、それぞれの業者に返納が求められ、平成22年12月21日までにすべての業者から、全額が県に返納されている。

2 判断

(1) 請求人は、235,279千円の支出はすべてが自治法、適化法等に違反する不適正な経理処理により支出された違法なものであるから、その全額について、関連職員に対して損害の賠償を求めよう主張している。

(2) 自治法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員等について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為等があると認める場合に、これらを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為等によって地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める制度である。したがって、請求人が主張するような措置を求めるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等によって、県に損害が発生していることが必要となる。

(3) 会計検査院の実地検査は、上記1(1)イのとおり、他の都道府県における実地検査と同様に、需用費、賃金及び旅費1件ごとの支出について、厳格な検査が行われたものである、と認められる。

また、県の自主調査は、物品の発注、職員の雇用、旅行の命令等の事務を直接行った所属の職員が実施したのではなく、上記1(2)のとおり、企画県民部長を委員長に庁内調査チームを設置し、その指示のもとに、約6箇月の期間をかけて、各部局及び各県民局の総務部門の管理職が中心となった各部局・県民局調査チームにより、会計検査院の検査手法に準じて、需用費、賃金及び旅費1件ごとの支出について確認を行うという方法で実施されたものである、と認められる。

以上のことから、今回の会計検査院の実地検査及び県の自主調査は、膨大な件数の支出に係る実地検査及び調査として、考えられる最大限の範囲で実施され、また、その実施体制及び実施方法も公正さが担保されたものであると認められ、これらの結果については、信頼に足り得るものであると認められる。

(4) そして、会計検査院の実地検査及び県の自主調査においては、実地検査及び自主調査が行われた需用費、賃金及び旅費に係るいずれの支出についても、上記1(1)エ及び(2)ウのとおり、私的な流用があった、又は県の業務のための支出ではなかったとの指摘又はその事実はないことが認められているとともに、上記1(4)アのとおり、備品の管理状況について、抽出して実地調査を実施した結果も、すべての備品について現物が存在するとともに、県の業務のために現に使用されており、私的な流用が行われている事実は確認できなかったものである。

(5) また、業者に残されていた預け金の残金についても、上記1(4)イのとおり、すべての業者から、その全額が県に返納されていることを確認している。

(6) 上記(3)から(5)までのことから、総額235,279千円の公金の支出については、自治法、適化法等に違反する不適正な経理処理による行為ではあるものの、執行機関が、当該公金の支出について、会計検査院の実地検査及び県の自主調査の結果、私的な流用はなく、県の業務執行のため支出されたものであり県の損害は認められない、と判断していることは妥当であると認められ、当該公金の支出について、県に

損害が生じているとは認められない。

以上のとおり、違法な公金の支出総額235,279千円の全額について、関連職員に対して、損害賠償請求を行うことを知事に求める、とする本件措置請求には、理由はないものと判断する。

第5 意見

本県において、会計検査院の实地検査及び県の自主調査の結果、事務費の執行に関して、235,279千円もの不適正な経理処理があったことは遺憾である。このため、今般講じられた再発防止策を徹底し、適正な経理事務の執行に留意されたい。

(別記1 不適正な経理処理の内容)

区 分		内 容
需 用 費	預け金	業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたこと。
	一括払い	支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入させた物品とは異なる物品の請求書等を提出させて、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより、需用費を一括して支払うなどしていたこと。
	差替え	業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたこと。
	翌年度納入	物品が翌年度以降に納入されているのに、支出命令書等の書類に実際の納入日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたこと。
	前年度納入	物品が前年度以前に納入されているのに、支払命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたこと。
	補助の対象外	名刺、職員録等国庫補助事業の施行とは直接関係のない物品や国庫補助事業を実施していない部署が使用する物品の購入代金等について、国庫補助事務費等の支出科目から需用費を支払っていたこと。
賃 金	補助の対象外	国庫補助事業を実施していない部署に配属された臨時職員に対する賃金等について、国庫補助事務費等の支出科目から賃金を支払っていたこと。
旅 費	補助の対象外	辞令交付、挨拶回り、人事異動等に伴う事務引継に係る旅費等について、国庫補助事務費等の支出科目から旅費を支払っていたこと。

(別記2 本件措置請求の要旨に係る事実証明書)

- 1 「都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況について」と題する文書
- 2 「会計検査院による平成21年度決算検査報告(本県分)のうち国庫補助事務費等について」と題する文書
- 3 「事務費執行の県自主調査結果について(国庫補助事業分)」と題する文書
- 4 「事務費執行の県自主調査結果について(県単独事業分)」と題する文書
- 5 「再発防止策等について」と題する文書
- 6 2010年(平成22年)11月6日付け神戸新聞及び朝日新聞の新聞記事の写し
- 7 会計検査院平成20年度決算検査報告の写し
- 8 「物品購入の手順」と題する文書
- 9 「経理事務担当者研修テキスト」と題する文書
- 10 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の規定の写し
- 11 支出負担行為兼支出決定書、請求書、賃金支給明細書、旅行命令簿及び旅費請求書の写し
 - (1) 県土整備部・会計検査院検査分
 - (2) 農政環境部・会計検査院検査分
 - (3) 各部局・県自主調査分
- 12 預け金、一括払い、預け金に係る納品及び差替えに係る納品に係る県の支出の内容と納入業者の帳簿等の明細が記載された書面

- 13 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書（平成22年12月・会計検査院）の写し
- 14 平成16年11月25日最高裁判所判決の写し